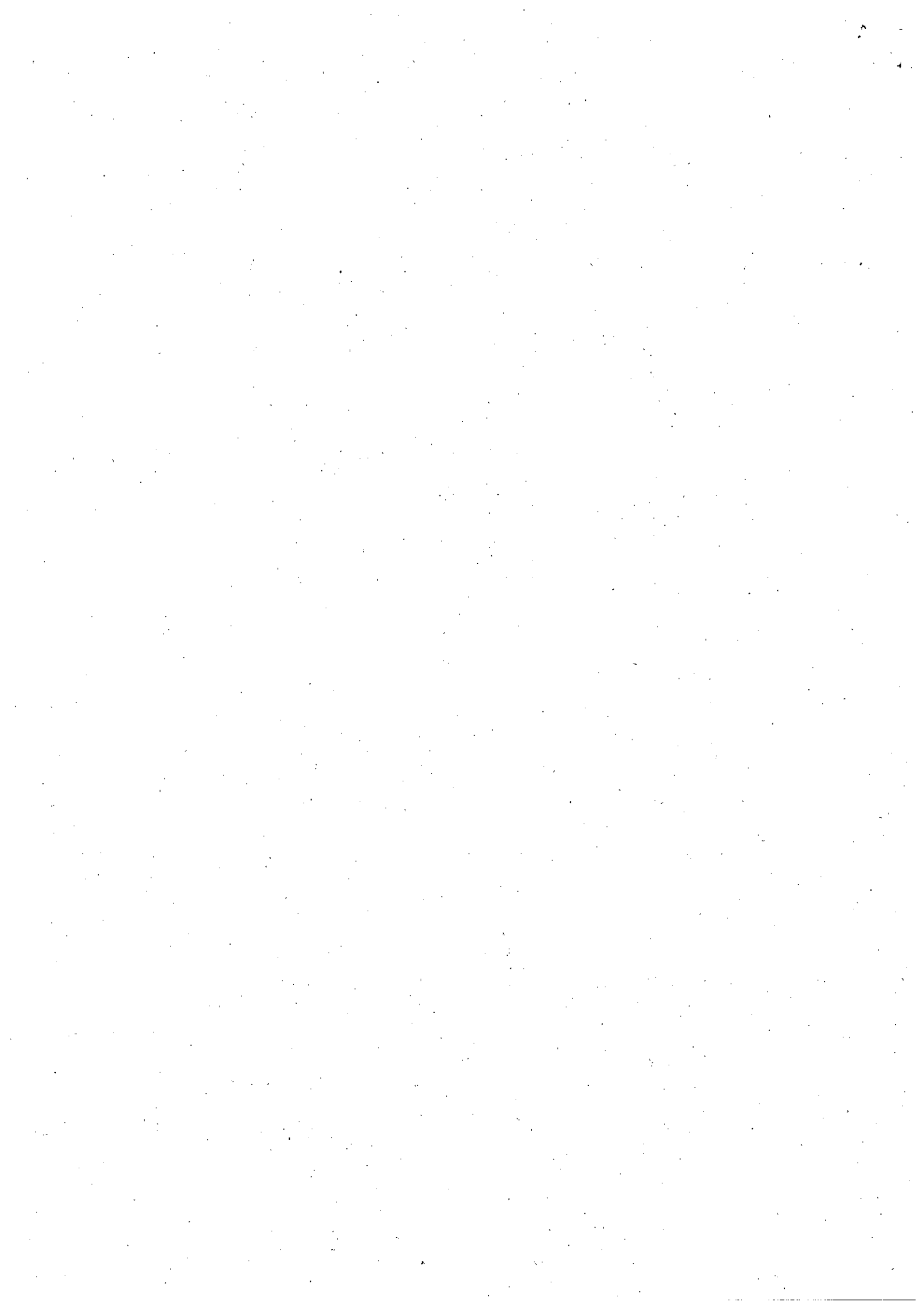


第110号議案 令和2年度長崎市一般会計補正予算（第10号）

目次	ページ
1 スポーツ振興くじ助成金返還金	1 ~ 1
2 キャリア教育推進事業費	2 ~ 3
3 学校文化行事開催費	4 ~ 5
4 小学校管理費 学習者用コンピュータ整備費	6 ~ 10
中学校管理費 学習者用コンピュータ整備費	
5 小学校管理費 家庭学習用通信機器整備費	11 ~ 14
中学校管理費 家庭学習用通信機器整備費	
高等学校管理費 家庭学習用通信機器整備費	
6 小学校維持補修費 校舎等維持補修費	15 ~ 16
中学校維持補修費 校舎等維持補修費	
7 【単独】中学校整備事業費 諸工事	17 ~ 18
8 大型公民館運営費	19 ~ 20
9 日吉自然の家運営費	21 ~ 22
10 長崎県中学校体育連盟負担金	23 ~ 23
11 学校体育選手派遣費補助金	24 ~ 24
12 市民会館運営費	25 ~ 27
13 【単独】市民会館施設整備事業費 市民会館設備整備	28 ~ 29
(参考) 令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る指定管理者制度導入施設の運営経費への影響と対応について	30 ~ 31

教育委員会

令和2年9月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
30~31	2 総務費	1 総務管理費	24 諸費	2-1	諸収入返還金 スポーツ振興くじ助成金返還金	千円 17,886

1 概 要

令和2年度に施工する市民体育館競技場床改修工事において、スポーツ振興くじ助成金の交付を受けることとしている。

競技場の床については、平成 26 年度第 69 回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」開催に向け、平成 24 年度に全面改修工事を行っており、この際にも当該助成金の交付を受けているが、財産の処分制限期間 15 年のうち重複する残り7年分の財産処分納付金を支払うもの。

2 財産処分納付金額 17,886千円

平成 24 年度改修工事に係る助成金額 38,327千円 × 処分制限期間に対する残存年数の割合
 → 38,327千円 × { (15 - 8年) ÷ 15年 } = 17,886千円

※工事内容… 既存フローリング床、下地、木製床組撤去、鋼製床組(高遮音、2t耐荷重)、複合フローリング張り、ライン画線

3 歳入補正予算計上額(22款5項3目) 32,622千円

※令和2年度改修工事に係る助成金内示額

改修工事予算額 48,933千円 × 2/3 = 32,622千円

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
平成 24 年度改修工事										助成金額 38,327 千円													
										<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 処分制限の残存期間7年 財産処分納付金 17,886千円 </div>													
										令和 2 年度改修工事 助成金内示額 32,622 千円													

4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正額	千円 17,886	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 17,886

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
44~ 47	10 教育費	1 教育総務費	5 教育諸費	1-1	キャリア教育推進事業費	千円 2,028

1 概要

長崎の伝統文化への関心を高めるとともに、長崎市版キャリア教育「長崎LOVERS育成プログラム」のもと、長崎のまちを愛する気持ちとそれを行動に移す力を養う体験学習を実施するもの。

なお、この学習は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている団体と協力して行う。

2 事業内容

(1) 「長崎の宝」発見発信学習

ア 事業の概要

長崎の歴史や世界遺産等を学習する活動を通して、ふるさとのよさを実感し、長崎のまちを愛する気持ちとそれを行動に移す力を育むため、長崎の歴史を深く学び、卓袱料理など長崎の文化を体験する活動を行う。

イ 対象 長崎商業高等学校生徒（3年生）

ウ 事業費 2,028千円

(内訳) 委託料 1,668千円

食事代 5,000円 × (生徒237人 + 教師15人)

さるくガイド 1,000円 × 生徒237人 等を含む

借上料 360千円

バス1台 60,000円 × 6学級

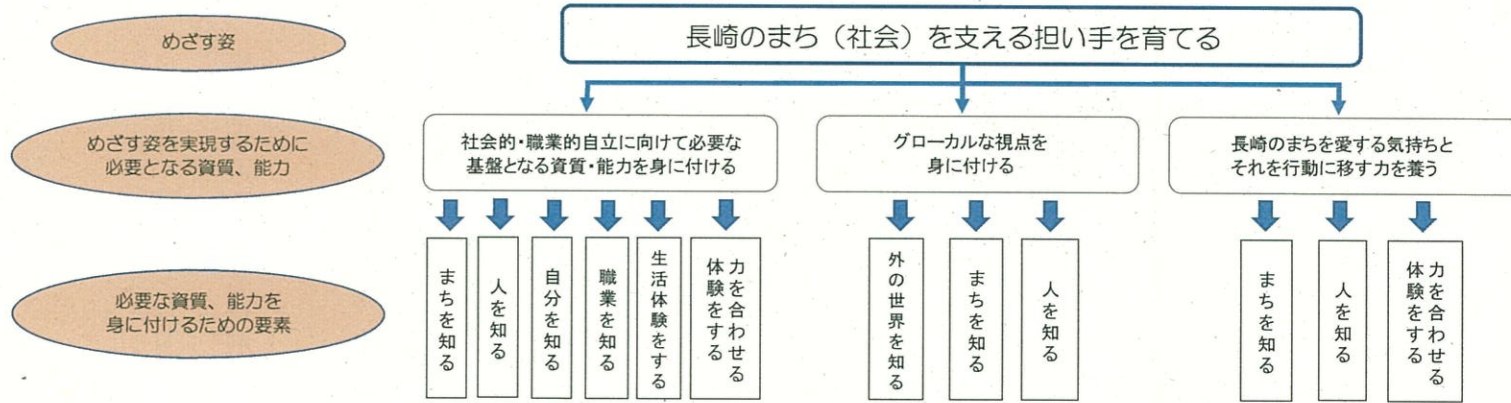
3 財源内訳

	事業費	財源内訳				
		国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
予算現額	千円 17,816	千円 -	千円 -	千円 -	千円 17,816	千円 -
補正額	千円 2,028	千円 2,028	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
補正後の額	千円 19,844	千円 2,028	千円 -	千円 -	千円 17,816	千円 -

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

※2 教育基金

長崎LOVERS育成プログラム(長崎市版キャリア教育)に係る体系図



長崎LOVERS育成プログラム(長崎市版キャリア教育)に係る取組方針と取組事例

【取組方針】

- ◆ 「長崎のまち(社会)を支える担い手を育てる」という目標に向けて、長崎のまちに対する誇りや、長崎で活躍する人へのあこがれを抱くことができる取組みとする。
- ◆ 子どもたちが身に付けるべき力を適切に高めることができるよう、子どもたちの成長段階に応じて適切に事業を構築する。(成長に合わせて高度化・専門化する。)

【子どもの成長段階に応じた具体的取組事例】

成長段階	目標	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付ける	グローバルな視点を身に付ける	長崎のまちを愛する気持ちとそれを行動に移す力を養う
高校生	「社会的・職業的に自立する資質・能力」と「グローバルな視点」を高め、長崎のまちを愛する気持ちとそれを行動に移す力を養う。	企業見学 バスツアー		
中学生	・「知る力」をさらに高め、「自ら考え、自らの言葉で伝える力」を身に付ける。 ・「社会的・職業的に自立する資質・能力」と「グローバルな視点」を身に付け、長崎のまちを愛する気持ちを養う。	市立学校間ふれあい交流学習 キャリア教育講師による講話 中学生議会 いわき市との交流 職場体験	あじさいイングリッシュテスト 英語寺子屋 イングリッシュ・キャンプ	長崎の宝「発見・発信学習」 中学生議会 いわき市との交流 平和学習発表会開催 青少年平和交流 子ども農山漁村交流体験 地域コミュニティ協議会による事業 長崎LOVERSの取組み
小学生(高学年)	「知る力」をより高め、「力を合わせる」と「考える・伝える力」を身に付ける。	宿泊体験学習 介護人材確保 対策事業	あじさいイングリッシュ・デー	長崎の宝「発見・発信学習」 宿泊体験学習 まちづくりアイディアコンテスト 長崎学児童研究コンクール
小学生(中学年)	「知る力」を高める。			
小学生(低学年)	「知る力」を身に付ける。			

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
44～ 47	10 教育費	1 教育総務費	5 教育諸費	1-2	学校文化行事開催費	千円 ▲6,390

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響による、小学校音楽会、中学校連合音楽会、ミュージカル観劇の中止に伴い、減額補正を行うもの。

2 事業内容

学校教育において、子どもたちが優れた文化芸術に直接触れ、親しみ、創造する機会をもつことができるよう、文化芸術に関する教育の充実を図るために、小学校音楽会、中学校連合音楽会、ミュージカル観劇を実施する予定としていた。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い国から発出された「新しい生活様式」に照らして実施を工夫しても3密は避けられず、実施が困難であるため、小学校音楽会、中学校連合音楽会、ミュージカル観劇開催を中止したことによる減額補正を行うもの。

(1) 小学校音楽会

ア 実施予定日	令和2年11月10～12日
イ 対象	小学校児童
ウ 中止による減額 (内訳) 需用費	▲3,442千円 ▲70千円 (立て看板等消耗品費、音楽会プログラム印刷費 ほか)
役務費	▲243千円 (交通費、楽器運搬料、ピアノ調律料 ほか)
委託料	▲3,108千円 (バス運行委託料)
借上料	▲21千円 (タクシー借上料)

(2) 中学校連合音楽会

ア 実施予定日	令和2年10月15、16日
イ 対象	中学校生徒
ウ 中止による減額 (内訳) 需用費	▲2,688千円 ▲60千円 (立て看板等消耗品費、音楽会プログラム印刷費 ほか)
役務費	▲300千円 (交通費、楽器運搬料、ピアノ調律料 ほか)
委託料	▲2,328千円 (バス運行委託料)

(3) ミュージカル劇開催

ア 実施予定日	令和2年12月10日
イ 対象	長崎市立小学校6年児童
ウ 中止による減額 (内訳) 委託料	▲260千円 ▲260千円 (ミュージカル観劇開催委託料)

3 財源内訳

	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
予算現額	千円 10,247	千円 —	千円 —	千円 —	千円 10,247	千円 —
補正額	千円 ▲6,390	千円 —	千円 —	千円 —	千円 ▲6,390	千円 —
補正後の額	千円 3,857	千円 —	千円 —	千円 —	千円 3,857	千円 —

※教育基金

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
46～ 47	10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	1-1	学習者用コンピュータ 整備費	千円 413,370
46～ 47	10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	1-1	学習者用コンピュータ 整備費	千円 1,861
					合 計	千円 415,231

1 概 要

Society5.0時代を生きる子供たちの未来を見据え、国が打ち出した「GIGAスクール構想」による学習者用端末1人1台の整備及び高速大容量の情報通信ネットワークを一体的に整備することで、この時代を生きる長崎市の児童生徒に必要な力となる情報活用能力の育成を目指す。

2 事業内容

日常の授業で場所や時間にとらわれずにICTを活用した学習を保障できるように、児童生徒に対し学習者用コンピュータ1人1台を整備する。

(1) 整備台数

令和2年6月補正において、国の補助金（児童生徒数の3分の2を補助）を最大限活用して小4～中3までを中心に整備する予算を計上した。

今回の9月補正において、令和3年度に整備予定であった残りの小1～小3分について計画を前倒しして整備を図るもの。

ア 台数内訳

・小学校1～3年生学習者用コンピュータ	8,807台	409,649千円
・予備機（小学校用80台・中学校用40台）	120台	5,582千円
	計8,927台	415,231千円

イ 予備機の考え方

- ・各小中学校に1台配置（小中併設校は1校として取り扱う。）
- ・20台を教育委員会で管理し、故障機対応に利用

※ 故障した際や転入生への対応機として各校に1人1台の予備機が必要。

（小中併設校を1校として）100校にそれぞれ予備機を1台配備する。

1校につき、2台以上の故障や転入生があった場合に備え、20台を予備

機として教育委員会が保管し、令和2年度はG I G Aスクールサポーター、令和3年度以降はI C T機器等管理業務委託により、修理や補充等を行う。

(2) 端末の仕様

1人1台の端末は、国が示す標準仕様に準拠した機器を整備する。

- ・高速無線LAN対応
- ・タッチパネル
- ・インカメラ/アウトカメラ
- ・ハードウェアキーボード
- ・バッテリー（8時間以上）

3 財源内訳

(単位：千円)

	区分	事業費	財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
小 学 校 費	予算現額	447,139	(※1)447,036	—	—	—	103
	補正額	413,370	(※2)413,370	—	—	—	—
	補正後の額	860,509	860,406	—	—	—	103
中 学 校 費	予算現額	382,128	(※1)382,054	—	—	—	74
	補正額	1,861	(※2)1,861	—	—	—	—
	補正後の額	383,989	383,915	—	—	—	74
合 計	予算現額	829,267	(※1)829,090	—	—	—	177
	補正額	415,231	(※2)415,231	—	—	—	—
	補正後の額	1,244,498	1,244,321	—	—	—	177

(※1)公立学校情報機器整備費補助金(定額上限 1台45千円、離島は2%加算)

(※2)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

【繰越明許費】

(単位：千円)

	区分	事業費	財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
小 学 校 費	補正後の額	860,509	860,406	—	—	—	103
	支出予定額	447,139	447,036	—	—	—	103
	繰越明許費	413,370	413,370	—	—	—	—
中 学 校 費	補正後の額	383,989	383,915	—	—	—	74
	支出予定額	382,128	382,054	—	—	—	74
	繰越明許費	1,861	1,861	—	—	—	—

参考資料

文
部
科
学
省

令和元年度補正 G I G Aスクール構想

校内通信ネットワークの整備

- ・小・中・高の校内LANの整備
- ・充電保管庫の整備
(補助割合 1/2)

児童生徒1人1台端末の整備

- ・小・中に児童生徒が使用するPC
端末を整備 (定額 4.5 万円)



※ 3分の2を補助。残り「3クラスに1クラス分」は地財措置で対応。

新型コロナウイルスの拡大

令和2年度補正 G I G Aスクール構想の加速

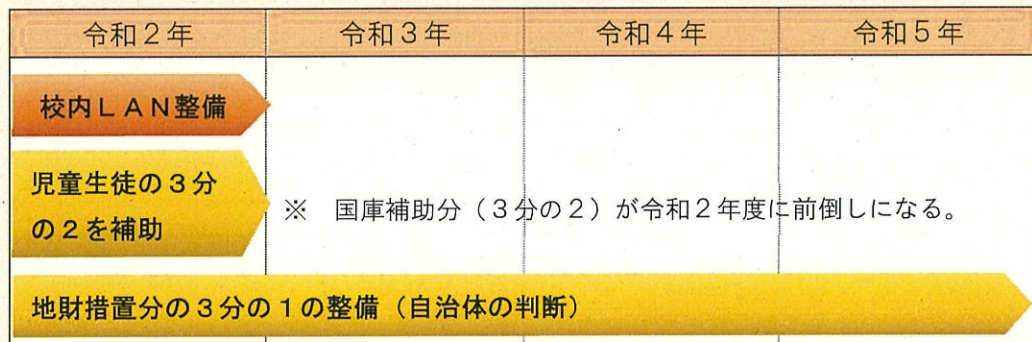
災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用によりすべての子供たちの学びを保障できる環境の早期実現。

校内通信ネットワークの整備

- ・小・中・高の校内LANの整備
- ・充電保管庫の整備
(補助割合 1/2)

児童生徒1人1台端末の整備

- ・小・中に児童生徒が使用するPC
端末を整備 (定額 4.5 万円)



文
部
科
学
省



令和2年度6月補正時点

校内通信ネットワークの整備

- ・小・中・高の校内LANの整備
- ・充電保管庫の整備

児童生徒1人1台端末の整備

- ・小4～中3にPC端末を整備

長崎市

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
校内LAN整備			
小4～中3の端末を整備			
	小1～小3の端末+予備機を整備		



令和2年度9月補正

児童生徒1人1台端末の整備

- ・小1～小3にPC端末を整備
- ・故障等の対応のため予備機を整備

長崎市

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
校内LAN整備			
小4～中3の端末を整備			
	小1～小3の端末+予備機を整備		

学校の臨時休業中の家庭学習

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について

臨時休業中の家庭学習

	回答数	割合
教科書や紙の教材を活用した家庭学習	1,213	100%
テレビ放送を活用した家庭学習	288	24%
教育委員会が独自に作成した授業動画を活用した家庭学習	118	10%
上記以外のデジタル教科書やデジタル教材を活用した家庭学習	353	29%
同時双方向のオンライン指導を通じた家庭学習	60	5%
その他	145	12%

※複数回答あり。

※割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当する家庭学習を課す方針であると回答したものの割合。

(出典：新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について(令和2年4月16日12:00時点))

- 同時双方向のオンライン指導を通じた家庭学習は 5%、デジタル教科書やデジタル教材を活用しようとしているところは 3 割。
子ども達の学びを絶やさないように、そして学びをしっかり保障しようと、ICT 活用に積極的に取り組んでいるところと、同じ状況下でも何もしないところの格差が広がりつつある。
- 今の状況は『前代未聞の非常時・緊急時』であり、令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定された GIGA スクール構想における令和 2 年度補正予算では、前年度にはない支援予算が新しく設けられた。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う補正予算も設けられている。
- 今後、新型コロナウイルス感染の第二波・第三波が発生する可能性があり、長崎市としても、ICT 教育の環境整備に対して、早期に、実現する必要がある。



早期の全児童生徒への学習者用コンピュータ整備が必要

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
46～ 47	10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	1-2	家庭学習用通信機器 整備費	千円 20,416
46～ 47	10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	1-2	家庭学習用通信機器 整備費	千円 8,085
48～ 49	10 教育費	4 高等学校費	2 学校管理費	1-1	家庭学習用通信機器 整備費	千円 330
					合 計	千円 28,831

1 概 要

新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等において、家庭でICTを活用した学習を継続できるようにするため整備するもの。

2 事業内容

- (1) 家庭学習用通信機器（モバイルルータ） 購入費 28,831千円
 家庭にWi-Fi環境のない児童生徒数（必要台数）
- ・小学校・・・18,741人のうち必要数 1,856台
 - ・中学校・・・8,490人のうち必要数 735台
 - ・商業・・・707人のうち必要数 30台
- 合 計 2,621台
- モバイルルータ 11千円/台×2,621台＝ 28,831千円

(2) モバイルルータの運用方法

家庭にWi-Fi環境のない児童生徒にモバイルルータを貸与し、臨時休業時にオンラインによる授業等を行う。モバイルルータ利用に必要なSIM（シム）契約は保護者が行う。

- ・時間割に沿って、1日100分を目安に「同時双方向型授業」を行う。
- ・オンラインで課題プリントのやりとりを行う。

(3) 通信費の考え方

通信費については、原則保護者負担とする。ただし、就学援助の認定を受けている児童生徒に係る通信費は、公費負担とする。

3 財源内訳

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
小学校費	千円 20,416	千円 20,416	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
中学校費	千円 8,085	千円 8,085	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
高等学校費	千円 330	千円 330	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
合 計	千円 28,831	千円 28,831	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

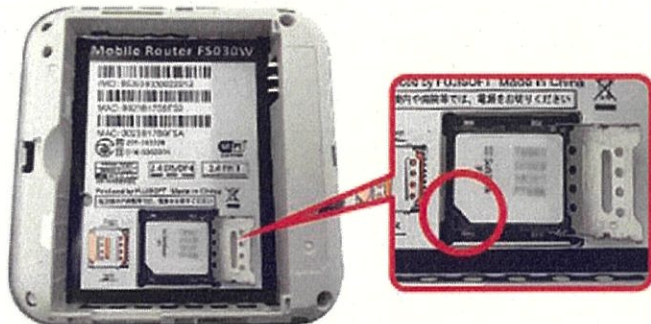
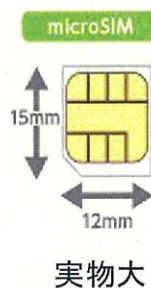
【参考】モバイルルータについて

1 機器イメージ



高さ	約 74 mm
幅	約 74 mm
厚さ	約 17 mm
通信	4G LTE、3G
連続利用	20時間程度

2 SIMカードイメージ



SIMカードの取り付けイメージ

「1人1台学習者用端末」の運用計画

	第1段階	第2段階	第3段階
行政	「校内LAN」、「1人1台学習者用端末」、「Wi-Fi環境」の整備	「1人1台学習者用端末」活用のための研修会の開催 (ICT支援員の活用)	
1 学校での活用	<p>各学校が「1人1台学習者用端末」の授業での活用推進</p> <p>「活用推進モデル校」の指定 (小学校3校、中学校2校)</p> <p>「オンライン授業」(同時双方向型授業・オンデマンド型授業)の実施に向けての準備及び研修</p> <p>小学校3年生以上の「総合的な学習の時間中」で、「情報教育」を位置付け、学校の実態に応じて、「ローマ字入力」「インターネットの使い方」「プレゼンソフトの活用の仕方」など、「探究的な学習」を行う上で必要となるスキルを身に付ける時間を設定する。(5~7時間、小学校1、2年生は学活などで取り扱う。)</p>	<p>「1人1台学習者用端末」の授業での常時活用</p> <p>モデル校による実践授業 (授業参観)</p> <p>「活用推進モデル校」の実践集を配信</p>	<p><教師の姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態に応じて、ICT機器を活用することができる。 ○教科の特性に応じて、ICT機器を活用しながら授業ができる。 ○オンライン授業の準備、運用を1人で行うことができる。 <p><児童生徒の姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分のめあてに合った課題に取り組むことができる。 ○必要な情報を収集し、分析、活用することができる。 ○主体的な活用(「いつでも・どこでも・誰とでも」)ができる。
2 家庭での活用		<ul style="list-style-type: none"> ○「家庭での使い方」についてのルール周知・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、保護者、地域による「家庭での運用を考える協議会」等を開催する。 ・充電の方法や取り扱い方について共通理解する。 ○家庭に持ち帰って活用するための物資準備 <ul style="list-style-type: none"> ・持ち運び用のバッグ ・充電用のアダプター <p>○「1人1台端末」を家庭学習に使用 <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの課題を家庭で取り組む。 ・自発的に調べ学習、まとめ、発表原稿や資料を作成する。 ・学校で完結しなかった学習を家庭で行う。(感想、作文、鑑賞など) </p> <p>効果的な「オンライン学習」(オンライン授業・オンラインでの家庭学習)の実施</p> <p>家庭用「Wi-Fi環境」の整備の推進</p>	
臨時休業時	<p><感染症、自然災害での臨時休業時の対応></p> <p>○「1人1台学習者用端末」「Wi-Fi環境」が未整備の場合</p> <p>(1)環境が整っていない家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来通り、課題プリントを配布して、課題に取り組ませる。 <p>(2)環境が整っている家庭(端末、Wi-Fi環境の両方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用端末を用いて課題をオンラインで配布し、課題に取り組ませる。 <p>※オンライン授業(「同時双方向型授業」)の実施については、教材の準備や授業の方法を、教職員、保護者、児童生徒が共通理解した後、実施可能とする。なお、「環境が整っていない家庭」の児童生徒は、「3密」を避けて登校して学習を行う。</p>	<p>○「1人1台学習者用端末」「Wi-Fi環境」が整備済みの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業(「同時双方向型授業」「オンデマンド型授業」)を行い、学習の保障を行う。 ・オンライン授業(「同時双方向型授業」「オンデマンド型授業」)の実施については、児童生徒の実態に応じて、学校が特別日課を設定して行う。 ・オンライン授業の時間は、1日100分程度とする。(1時間の授業は45分間。「オンライン授業+課題解決時間」の時間で構成) <p>※「オンライン学習」…「オンライン授業」と課題(プリントなど)をオンラインでやり取りする家庭学習のことを示す。 ※「オンライン授業」…児童生徒と直接やり取りを行う「同時双方向型授業」と、直接やり取りは行わないが、学校が準備した課題や動画をオンラインで取得し、課題を解決する「オンデマンド型授業」を示す。</p>	

臨時休業時における「オンライン授業」の例示

基本的な考え方

○「臨時休業」になった場合、オンライン授業(①同時双方向型授業②オンデマンド型授業)を併用し、学習の保障を行う。
 ※「同時双方向型授業」…児童生徒と直接やり取りを行う授業
 ※「オンデマンド型授業」…直接やり取りは行わないが、学校が準備した課題や動画をオンラインで取得し、課題を解決する授業

○規則正しい生活を行うことを基本とし、端末を見る時間が増えることを考慮に入れながら、学校が立てた時間割に沿って家庭での学習時間を設定する。(午前3時間、午後1から2時間)なお、授業と授業の間には、少なくとも休み時間を10分間とるようにする。

○全ての学校において、朝の会(健康観察を含む)、帰りの会(明日の連絡)は、「同時双方向型」で行う。(基本10分)

○同時双方向型授業は、児童生徒の実態、担当教職員の準備にも関わってくるが、1日2時間、行うことを限度とする。

○以上のことから、「1時間の授業」を45分で設定すると、同時配信での上限時間を100分、その他を課題のやり取りで学習保障に努める。

「オンライン授業」の構成の例示(囲んでいる数は「同時双方向型授業の時間」)

<パターン1 45分の授業を2時間行う>

	時間
朝の会	5分
1	45分/45分
2	
3	オンデマンド型授業
4	
5	45分/45分
終わりの会	5分

<パターン2 1時間授業、その他は分割>

	時間
朝の会	10分
1	10分/45分
2	10分/45分
3	オンデマンド型授業
4	45分/45分
5	15分/45分
終わりの会	10分

<パターン3 多くの時間で行う①>

	時間
朝の会	10分
1	15分/45分
2	15分/45分
3	15分/45分
4	15分/45分
5	20分/45分
終わりの会	10分

<多くの時間で行う②>

	時間
朝の会	10分
1	10分/45分
2	10分/45分
3	25分/45分
4	25分/45分
5	10分/45分
終わりの会	10分

○授業展開に応じた「同時双方向型授業」

- ・45分間の同時配信…通常の授業。画面上で児童生徒の学習の進み具合を確認する。
- ・「導入、解決、確認、まとめ」の過程の中で、「同時双方向型授業」が有効的な場面で実施する。
(例:「15分同時双方向型授業」:「導入5分」+「確認、まとめ10分」)
- ・課題を行っている途中で、児童生徒からの質問に対応する。

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
46~47	10 教育費	2 小学校費	3 学校維持 補修費	1-1	校舎等維持補修費	千円 32,851
46~47	10 教育費	3 中学校費	3 学校維持 補修費	1-1	校舎等維持補修費	千円 17,383
合 計						千円 50,234

1 概 要

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、学校の教室等の窓を定期的に関閉し、換気を行う必要があることから、老朽化しているサッシ窓の修繕を行うもの。

2 事業内容

老朽化しているサッシ窓の修繕を行う。

学校区分	事業内容	事業費内訳
小学校（64校）	サッシ窓修繕	32,851千円
中学校（36校）	サッシ窓修繕	17,383千円
計		50,234千円

3 財源内訳

	区分	事業費	財 源 内 訳				
			国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
小 学 校	予算現額	198,031	—	—	—	4	198,027
	補正額	32,851	32,851	—	—	—	—
	補正後の額	230,882	32,851	—	—	4	198,027
中 学 校	予算現額	119,290	—	—	—	20	119,270
	補正額	17,383	17,383	—	—	—	—
	補正後の額	136,673	17,383	—	—	20	119,270

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

※2 学校施設開放使用料

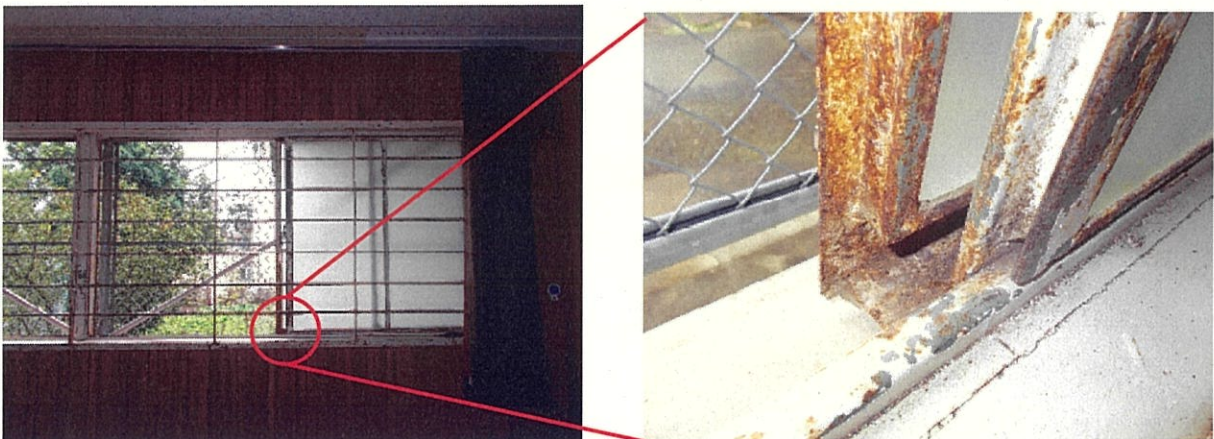
4 サッシ窓の現状

経年劣化により、戸車などの部品の損耗や、サッシ枠の歪みなどが生じることにより、窓の開閉が困難となっている。

【校舎】



【屋内運動場】



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
48~49	10 教育費	3 中学校費	4 学校建設費	1-1	【単独】中学校整備事業費 諸工事	千円 33,000

1 概 要

東長崎中学校のプールに経年劣化等によるひび割れなどが発生していることや、水圧により函体が外に大きく膨らみ、破損する恐れがあることから、プールを使用することができず、教育活動に支障をきたしている。そのため、改修を行うことにより教育環境の改善を図り、学校教育の円滑な実施に資するとともに施設の耐久性の確保を図る。

2 事業内容

学 校 名	事 業 費	内 容
東長崎中学校	千円 33,000	プール函体及びプールサイドの改修工事

3 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予算現額	千円 27,000	千円 —	千円 —	※1 千円 26,300	千円 —	千円 700
補正額	千円 33,000	千円 —	千円 —	※2 千円 24,700	千円 —	千円 8,300
補正後の額	千円 60,000	千円 —	千円 —	千円 51,000	千円 —	千円 9,000

※1 一般単独事業債・自然災害防止事業 充当率:100%(交付税措置率 28.5~57%)

学校教育施設等整備事業債 充当率:75%(交付税措置率—%)

※2 学校教育施設等整備事業債 充当率:75%(交付税措置率—%)

【繰越明許費】

事業名	区分	事業費	財 源 内 訳		
			国庫支出金	地方債	一般財源
		千円	千円	千円	千円
【単独】 中学校整備事業費 諸工事	補正後の額	60,000	—	51,000	9,000
	支出予定額 (滑石中エレベーター)	2,500	—	1,800	700
	繰越明許費(淵中法面) ※6月補正(7号)	24,500	—	24,500	—
	繰越明許費(東長崎中プール) ※9月補正(10号)	33,000	—	24,700	8,300
	繰越明許費合計	57,500	—	49,200	8,300

繰越理由

東長崎中学校のプール函体及びプールサイドの改修工事が年度内に完了しない見込みであるため繰り越すもの。

4 その他(現況写真等)

- (1) 建築年月：昭和63年3月(33年経過)
 (2) 工期：約5ヶ月



(3) 工事スケジュール

令和2年				令和3年			
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
9月補正		改修工事(約5ヶ月)					

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
48～49	10 教育費	6 社会教育費	1 公民館費	1-1	大型公民館運営費	千円 2,084

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設では、今後、運営経費の不足が生じることが見込まれる。

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、不足する施設の運営経費を指定管理者に対して支出する。

なお、支出する額については、年度末に収支実績を見て精算する。

2 施設状況

- (1) 名称 長崎市北公民館
- (2) 指定管理者 有限会社ステージサービス
- (3) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- (4) 一部業務縮小期間 令和2年4月1日～5月31日
- (5) 休館した期間 令和2年4月22日～5月10日

3 補正予算額

2,084千円(補正前 30,400千円 → 補正後 32,484千円)※指定管理委託料

【長崎市北公民館の状況】

(単位:円)

		導入時市積算額	令和2年度 (見込)	差額	
収入(税抜)	利用料金	4,011,819	2,311,306		
	指定管理委託料等	32,230,000	27,423,636		
	計	36,241,819	29,734,942	6,506,877	A
支出(税抜)	運営経費	36,241,819	31,628,954	4,612,865	B

↓

不足額 (A-B) + 消費税 10% = 2,083,413 円 …補正予算額

(令和2年度の収支見込)

区分	項目	金額(円)	備考
収入(税抜)	利用料金	2,311,306	・4月～6月は実績額 ・7月～3月は6月実績額の9か月分
	指定管理委託料等	27,423,636	
	計	29,734,942	
支出(税抜)	人件費	21,400,000	給与、手当、共済費
	需用費	703,636	消耗品費、印刷製本費等
	役務費	366,045	通信運搬費、ピアノ調律手数料等
	委託料	3,889,091	清掃業務、消防用設備点検等
	使用料・賃借料	368,364	パソコン借上等
	負担金	1,772,727	テトセピア専有部分個別負担金
	公課費	1,818,182	消費税、印紙等
	その他	1,310,909	講師謝礼金、事務管理費等
	計	31,628,954	

(利用者数の推移)

(単位:人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(4月～6月)
155,708	160,810	154,154	19,423

4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予算現額	千円 51,319	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 51,319
補正額	千円 2,084	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,084
補正後の額	千円 53,403	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 53,403

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
48～49	10 教育費	6 社会教育費	7 日吉自然の家費	1-1	日吉自然の家運営費	千円 2,740

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設では、今後、運営経費の不足が生じることが見込まれる。

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、不足する施設の運営経費を指定管理者に対して支出する。

なお、支出する額については、年度末に収支実績を見て精算する。

2 施設状況

- (1) 名称 日吉自然の家
- (2) 指定管理者 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社
- (3) 指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日
- (4) 一部業務縮小期間 令和2年4月1日～5月31日
- (5) 休所した期間 令和2年4月22日～5月10日

3 補正予算額

2,740千円（補正前 56,396千円 → 補正後 59,136千円）※指定管理委託料

【日吉自然の家の状況】

(単位:円)

		過去3か年平均 (実績)	令和2年度 (見込)	差額	
収入(税抜)	利用料金	3,823,197	1,044,133		
	指定管理委託料等	50,342,593	50,342,593		
	計	54,165,790	51,386,726	2,779,064	A
支出(税抜)	運営経費	49,654,133	49,365,862	288,271	B

↓

不足額 (A-B) + 消費税 10% = 2,739,872 円 …補正予算額

(過去3か年の収支実績)

(単位:円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入(税抜)	利用料金	3,075,281	3,888,399	4,505,911
	指定管理委託料等	50,342,593	50,342,593	50,342,593
	計	53,417,874	54,230,992	54,848,504
支出(税抜)	運営経費	50,653,661	48,989,720	49,319,017

(令和2年度の収支見込)

区分	項目	金額(円)	備考
収入(税抜)	利用料金	1,044,133	・4月～6月は実績額 ・7月～3月は6月実績額の9か月分
	指定管理委託料等	50,342,593	
	計	51,386,726	
支出(税抜)	人件費	29,612,949	給与、手当、共済費
	需用費	6,874,936	消耗品費、食料品費、光熱水費等
	役務費	1,366,629	通信運搬費、保険料等
	委託料	4,007,113	清掃業務、エレベーター保守点検等
	使用料・賃借料	629,526	パソコン借上、車両借上等
	公課費	3,632,821	消費税、印紙等
	その他	3,241,888	事務管理費等
	計	49,365,862	

(利用者数の推移)

(単位:人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(4月～6月)
24,953	30,213	31,068	1,212

4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
予算現額	千円 57,481	千円 -	千円 -	千円 -	千円 919	千円 56,562
補正額	千円 2,740	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,740
補正後の額	千円 60,221	千円 -	千円 -	千円 -	千円 919	千円 59,302

※太陽光発電売払収入

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
50～ 51	10 教育費	7 保健体育費	3 体育振興費	1-1	長崎県中学校体育 連盟負担金	千円 ▲5,094

1 概 要

学校体育の振興を図るため、長崎県中学校体育連盟に対して事業費の負担金を交付することで、スポーツの競技力向上を図ることを目的とするもの。

2 事業内容

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、7月に予定されていた、長崎県中学校総合体育大会夏季大会及び九州・全国大会が中止になったことに伴い負担金が減少するもの。

(1) 当初負担金額

600円×10,187名=6,113千円

(2) 中止に伴う負担金額の減

▲5,094千円（長崎県中学校体育連盟提示額）

3 財源内訳

(単位：千円)

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫 支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予算現額	6,113	—	—	—	—	6,113
補正額	▲5,094	—	—	—	—	▲5,094
補正後の額	1,019	—	—	—	—	1,019

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
50～ 51	10 教育費	7 保健体育費	3 体育振興費	1-2	学校体育選手派遣費補助金	千円 ▲12,562

1 概 要

学校体育の振興を図るため、生徒に対して「長崎市学校体育振興費補助金」を交付することで、スポーツの競技力向上を図ることを目的とするもの。

2 事業内容

学校体育において、スポーツの競技力向上を図るために、全国中学校体育大会、九州中学校体育大会、長崎県中学校総合体育大会に選手を派遣する予定であった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国中学校体育大会をはじめ、九州大会、長崎県の中学校総合体育大会夏季大会が中止されたことから、補助金のうち秋季大会の駅伝大会、長崎県・九州新人大会への選手の派遣に係るものを除いて減額するもの。

(1) 全国中学校体育大会

- ア 実施予定日 令和2年8月12日～8月25日
- イ 開催地区 東海地区
- ウ 対 象 長崎県、九州大会から選抜された選手
- エ 中止による減額 ▲1,869千円

(2) 九州中学校体育大会

- ア 実施予定日 令和2年8月4日～8月9日
- イ 開催地区 各県分散開催
- ウ 対 象 長崎県大会から選抜された選手
- エ 中止による減額 ▲2,642千円

(3) 長崎県中学校総合体育大会

- ア 実施予定日 令和2年7月26日～7月28日
- イ 開催地区 三地区分散開催
- ウ 対 象 市中総体から選抜された選手
- エ 中止による減額 ▲8,051千円

3 財源内訳

(単位：千円)

区分	事業費	財 源 内 訳				一般財源
		国庫 支出金	県支出金	地方債	その他	
予算現額	15,266	—	—	—	—	15,266
補正額	▲12,562	—	—	—	—	▲12,562
補正後の額	2,704	—	—	—	—	2,704

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
50～51	10 教育費	8 市民会館費	1 市民会館 総務費	1-1	市民会館運営費	千円 40,707

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設では、今後、運営経費の不足が生じることが見込まれる。

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、不足する施設の運営経費を指定管理者に対して支出する。

なお、支出する額については、年度末に収支実績を見て精算する。

2 施設状況

- (1)名称 長崎市民会館
(2)指定管理者 株式会社NBCソシア
(3)指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
(4)一部業務縮小期間 令和2年4月1日～5月31日
(5)休館・休室した期間

施設	対策内容	期間
市民会館全施設	休館	令和2年4月22日～5月10日
文化ホール	休館	令和2年5月11日～5月31日
市民体育館トレーニング室	休室	令和2年4月1日～5月31日
市民体育館卓球室	休室	令和2年4月6日～5月31日

3 補正予算額

40,707千円 (補正前 151,505千円 → 補正後 192,212千円) ※指定管理委託料

【長崎市民会館の状況】

(単位：円)

		過去3か年平均 (実績)	令和2年度 (見込)	差額
収入(税抜)	利用料金	57,102,510	20,690,012	
	指定管理委託料等	134,444,444	134,444,444	
	計	191,546,954	155,134,456	36,412,498 A
支出(税抜)	運営経費	176,001,706	176,595,023	▲593,317 B

↓

不足額 (A-B) + 消費税 10% = 40,706,396 円 …補正予算額

(過去3か年の収支実績)

(単位：円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入(税抜)	利用料金	56,201,012	54,949,773	60,156,744
	指定管理委託料等	134,444,444	134,444,444	134,444,444
	計	190,645,456	189,394,217	194,601,188
支出(税抜)	運営経費	180,038,350	177,085,491	170,881,279

(令和2年度の収支見込)

区分	項目	金額(円)	備考
収入(税抜)	利用料金	20,690,012	・4月～6月は実績額 ・7月～3月は6月実績額の9か月分
	指定管理委託料等	134,444,444	
	計	155,134,456	
支出(税抜)	人件費	56,181,613	給与、手当、共済費
	需用費	42,682,928	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	3,147,194	通信運搬費、広告宣伝費等
	委託料	63,903,952	エレベーター保守点検、設備運転監視業務等
	使用料・賃借料	3,457,986	パソコン借上等
	公課費	4,431,818	消費税、印紙等
	その他	2,789,532	講師謝礼金、研修費等
計	176,595,023		

(利用者数の推移)

(単位：人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(4月～6月)
477,148	470,426	449,509	27,931

4 財源内訳

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
予 算 現 額	千円 178,940	千円 -	千円 -	千円 -	千円 3,597	千円 175,343
補 正 額	千円 40,707	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 40,707
補正後の額	千円 219,647	千円 -	千円 -	千円 -	千円 3,597	千円 216,050

※市民会館特定収入等

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
50~51	10 教育費	8 市民会館費	1 市民会館 総務費	2-1	【単独】市民会館施設整備事業費 市民会館設備整備	千円 57,900

1 概 要

市民体育館のトレーニング室、卓球室及び軽スポーツ室については、空調設備が整っておらず、猛暑による熱中症リスクが高まっていること、更に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として休憩時や会話時などのマスク着用を呼びかけていることから、空調設備を新設するもの。

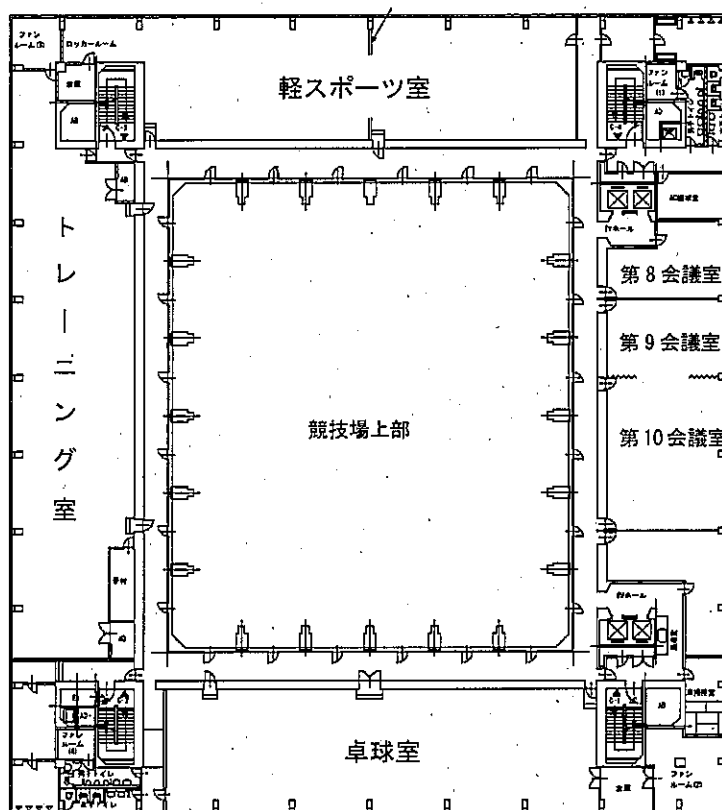
2 事業内容

市民会館6階トレーニング室他空調設備新設工事

- (1) 事業期間 令和2~3年度(繰越予定)
- (2) 場 所 6階 トレーニング室、卓球室、軽スポーツ室
- (3) 内 容 ・室内機 17 台(トレーニング室 5台、卓球室 7台、軽スポーツ室 5台)
・室外機4台(トレーニング室 1台、卓球室 1台、軽スポーツ室 2台)

一式 57,900 千円

(4) 6階平面図



(5) 工事スケジュール

令和2年				令和3年				
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
9月補正				改修工事(5ヶ月)				

(6) 利用状況

(単位:人)

施設名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
トレーニング室	42,814	47,040	45,863
卓球室	27,218	25,553	27,387
軽スポーツ室	21,850	22,756	21,276
合計	91,882	95,349	94,526

3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
予算現額	千円 136,500	千円 -	千円 -	千円 129,600	千円 -	千円 6,900
補正額	千円 57,900	千円 -	千円 -	千円 55,000	千円 -	千円 2,900
補正後の額	千円 194,400	千円 -	千円 -	千円 184,600	千円 -	千円 9,800

※合併特例事業債 充当率 95%(交付税措置率70%)

【繰越明許費】

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正後の額	千円 194,400	千円 -	千円 -	千円 184,600	千円 -	千円 9,800
支出予定額	千円 136,500	千円 -	千円 -	千円 129,600	千円 -	千円 6,900
繰越明許費	千円 57,900	千円 -	千円 -	千円 55,000	千円 -	千円 2,900

令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
指定管理者制度導入施設の運営経費への影響と対応について

1 運営経費別の指定管理者制度導入施設（教育厚生委員会所管）

運営経費	施設の区分	補正予算計上施設
利用料金	完全利用料金制	
利用料金及び 指定管理委託料	利用料金併用制	長崎市永井隆記念館、長崎原爆資料館、 長崎市平和会館、日吉自然の家、長崎市民会館、 長崎市北公民館
指定管理委託料	利用料金非適用	

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止による運営経費への影響

新型コロナウイルス感染症拡大防止（以下「感染症拡大防止」という。）による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設では、今後、運営経費に不足が生じることが見込まれる。

(1) 利用料金併用制の施設の例

収入	指定管理委託料 50	利用料金 50	
支出	運営経費 100		
↓ 感染症拡大防止の影響			
収入	指定管理委託料 50	利用料金 20	不足 20
支出	運営経費 90 (休館、利用者減による減)		
運営経費が20不足			

(2) 完全利用料金制の施設の例

収入	利用料金 150	(固定納付金) (50)
支出	運営経費 100	
↓ 感染症拡大防止の影響		
収入	利用料金 50	不足 40
支出	運営経費 90	(休館、利用者減による減)
運営経費が40不足、固定納付金の納付が不能		

3 対応方針

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、不足する施設の運営経費を指定管理者に対して支出する。

なお、支出にあたっては概算払とし、年度末に収支実績を見て精算する。

【不足額の見込み方】

不足額は、感染症拡大防止の①影響を受けない場合の収支と、②影響を受けた令和2年度の収支見込を比較して算定する。

①については、平成29年度～令和元年度の過去3か年の平均とするが、次の場合は異なる取扱いとする。

ア 平成29年度から令和2年度までの間で指定管理者が変更している場合は、同一指定管理者による運営期間のみを対象とする。

イ 過去3か年において、年度途中で指定管理者制度を導入した施設については、適正な平均値を算出するため、1年間に満たない導入年度の収支実績は対象としない。

ウ 令和2年度から指定管理者制度を導入した場合は、過去3か年の収支平均に替えて、導入時の市の積算額により比較する。

(1) 利用料金併用制の施設の例

①影響を受けない場合	収入	指定管理委託料 50	利用料金 50	← 過去3か年の指定管理委託料及び 利用料金の平均
	支出	運営経費 100		← 過去3か年の支出額の平均
↓ 感染症拡大防止の影響				
②影響を受けた場合	収入	指定管理委託料 50	利用料金 20	← 令和2年度の指定管理委託料及び 利用料金の見込
	支出	運営経費 90 (休館、利用者減による減)		← 令和2年度の支出額の見込

(算定イメージ)

収入	①影響を受けない場合	$50+50=100$	➡ 不足額 (A - B) $=30-10=20$
	②影響を受けた場合	$50+20=70$	
		→ 収入差額 = ① - ② = 30... A	
支出	①影響を受けない場合	100	
	②影響を受けた場合	90	
		→ 支出差額 = ① - ② = 10... B	

(2) 完全利用料金制の施設の例

①影響を受けない場合	収入	利用料金 150	(固定納付金) (50)	← 過去3か年の利用料金の平均	
	支出	運営経費 100		← 過去3か年の支出額の平均	
↓ 感染症拡大防止の影響					
②影響を受けた場合	収入	利用料金 50	不足 40	(固定納付金) 50	← 令和2年度の利用料金の見込
	支出	運営経費 90 (休館、利用者減による減)		← 令和2年度の支出額の見込	

(算定イメージ)

収入	①影響を受けない場合	150	➡ 収支差額 (A - B) $=100-10=90$
	②影響を受けた場合	50	
		→ 収入差額 = ① - ② = 100... A	
支出	①影響を受けない場合	100	➡ 固定納付金を全額減額 $90-50=40$ ↑ 運営経費の不足額
	②影響を受けた場合	90	
		→ 支出差額 = ① - ② = 10... B	